

中部運輸局海事振興部

平成30年11月1日14時00分発表

連絡先
国土交通省中部運輸局海事振興部
旅客課 柴垣、増田
TEL 052-952-8013

一般旅客定期航路事業者に行政処分

中部運輸局海事振興部旅客課が神島観光汽船株式会社に対して監査した結果、海上運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第16条の規定に基づき、下記のとおり文書による戒告処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分事業者

事業者名：神島観光汽船 株式会社（代表取締役 池田 寛毅）
住 所：三重県鳥羽市神島町164

2. 行政処分等の内容

平成30年11月1日付け（中運海旅第338号）
中部運輸局長名による文書による戒告処分

3. 監査実施の端緒

平成30年5月に海上運送法違反の申告があったことから事実関係を確認するため監査を実施したもの

4. 違反内容及び違反条項

認可を受けないで事業計画を変更した。
（海上運送法第11条第1項違反）

以上